資料５-１

○堺市立老人福祉センター条例

昭和４７年６月６日
条例第１８号
改正　昭和４８年６月１２日条例第２１号
昭和５１年３月３１日条例第２号
昭和５３年４月２４日条例第１９号
昭和５９年３月３０日条例第１１号
平成４年３月３１日条例第８号
平成７年９月２８日条例第２８号
平成８年１２月２０日条例第２３号
平成１１年１月２２日条例第１号
平成１１年９月３０日条例第２７号
平成１４年３月２８日条例第１２号
平成１７年６月２８日条例第２９号
平成１７年１２月２２日条例第５８号
平成１９年１２月２５日条例第４２号
平成２０年３月２８日条例第２号
平成２４年１２月１４日条例第５３号

（設置）

第１条　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第５項の規定に基づき、同法第２０条の７に定める事項を目的として、堺市立老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）を設置する。

（平４条例８・一改）

（名称及び位置）

第２条　老人福祉センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（昭５９条例１１・全改）

（事業）

第３条　老人福祉センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　高齢者の生活及び健康についての相談に関すること。
(2)　高齢者の生業及び就労の指導に関すること。
(3)　高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに関すること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、老人福祉センターの目的を達成するために必要な事業

（平１７条例２９・追加）

（使用時間等）

第４条　老人福祉センターの使用時間及び休館日は、規則で定める。

（平１７条例２９・追加）

（使用の許可）

第５条　老人福祉センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　市長は、前項の許可に際して、必要な条件を付することができる。

（平１７条例２９・旧第３条繰下、平１７条例５８・一改）

（使用の制限）

第６条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は前条の許可をせず、又はこれを取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1)　使用の目的が、老人福祉センターの設置目的に適合しないと認められるとき。
(2)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
(3)　建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
(4)　その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２

条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) その他管理上支障があると認められるとき。

（平１１条例１・一改、平１７条例２９・旧第４条繰下、平２４条例５３・一改）

（使用料）

第７条　老人福祉センターの使用料は、市長が当該使用の実情を考慮して定める額を徴収する場合を除き、無料とする。

（平１７条例２９・旧第５条繰下）

（入所等の制限）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入所を拒絶し、又は退所をさせることができる。

(1) 感染症の患者で管理上支障があると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(3) 秩序を乱すおそれがあると認められる者

(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

(5) その他管理上入所を不適当と認められる者

（昭５１条例２・平１１条例１・一改、平１７条例２９・旧第６条一改・繰下、平２４条例５３・一改）

（使用者の管理義務）

第９条　使用者は、使用期間中その使用に係る建物及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　使用者が建物又は附属設備を破損し、又は亡滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（平１１条例１・一改、平１７条例２９・旧第７条繰下、平１７条例５８・一改）

（指定管理者による管理）

第１０条　市長は、老人福祉センターの設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、老人福祉センターの管理を行わせることができる。

（平１７条例２９・追加）

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第１１条　前条の規定により指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 使用許可その他の老人福祉センターの運営に関する業務

(2) 第３条に規定する事業の実施等に関する業務

(3) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、老人福祉センターの管理上、市長が必要と認める業務

（平１７条例２９・追加）

（指定管理者の指定の手続）

第１２条　市長は、第１０条の規定により指定管理者に老人福祉センターの管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、高齢者に係る福祉事業の実績を豊富に有し、かつ、大阪府の区域内に主たる事務所を有する法人のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有

すること。

(3)　使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4)　老人福祉センターの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること。

(5)　施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。

(6)　管理に係る経費の縮減が図られているものであること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（平１７条例２９・追加）

（公告）

第１３条　市長は、前条第３項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第１５条第１項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（平１７条例２９・追加）

（報告、調査及び指示）

第１４条　市長は、老人福祉センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（平１７条例２９・追加）

（指定の取消し等）

第１５条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により老人福祉センターの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（平１７条例２９・追加）

（管理の基準）

第１６条　老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1)　使用の許可等は、第６条の規定の例により行うこと。

(2)　指定管理者は、老人福祉センターの使用時間又は休館日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得て行うこと。

(3)　個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4)　指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

（平１７条例２９・追加、平２０条例２・一改）

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、老人福祉センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

（平７条例２８・旧第８条繰下、平１７条例２９・旧第９条繰下）

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和４７年規則第３９号で昭和４７年９月１０日から施行）

附　則（昭和４８年６月１２日条例第２１号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和４８年規則第５９号で昭和４８年９月１日から施行）

附　則（昭和５１年３月３１日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年４月２４日条例第１９号）

この条例は、昭和５３年５月１日から施行する。

附　則（昭和５９年３月３０日条例第１１号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和５９年規則第３２号で昭和５９年５月１日から施行）

附　則（平成４年３月３１日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年９月２８日条例第２８号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成８年規則第４号で平成８年４月１日から施行）

附　則（平成８年１２月２０日条例第２３号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成９年規則第４号で平成９年４月１日から施行）

附　則（平成１１年１月２２日条例第１号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年９月３０日条例第２７号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２８日条例第１２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年６月２８日条例第２９号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１０条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）附則第２条の規定に基づいて引き続き管理の委託（改正前の第８条の規定による委託をいう。）を行うことを妨げるものではない。

附　則（平成１７年１２月２２日条例第５８号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２５日条例第４２号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月１４日条例第５３号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

別表

（平１１条例２７・全改、平１４条例１２・平１７条例５８・平１９条例４２・平２０条例２・一改）

名称	位置
堺市立堺老人福祉センター	堺市堺区協和町３丁
堺市立中老人福祉センター	堺市中区八田南之町
堺市立東老人福祉センター	堺市東区日置荘原寺町
堺市立西老人福祉センター	堺市西区鳳東町６丁
堺市立南老人福祉センター	堺市南区御池台５丁
堺市立北老人福祉センター	堺市北区常磐町１丁
堺市立美原老人福祉センター	堺市美原区黒山（堺市立美原総合福祉会館内）